

- シーリングの計算式において、厚生労働省から、計算に反映できる可能性がある事例について議論を求められているが、該当する事例があるか。

### ○2019.9.24付け厚生労働省発各都道府県医療政策所管課あて電子メール（抜粋）

必要医師数の計算のあり方についても、各都道府県から多数の意見を頂きました。再来年以降の専攻医の募集に向けて、必要医師数の計算については見直す予定ですが、今回頂いた意見の中で、下記については各都道府県で議論と同意の末、計算に反映できる可能性がありますので、ご議論頂きたいと思えます。

A) 特定の疾患・疾患群において診療する診療科が他県と明らかに異なることを、両診療科が合意している疾患・疾患群

※ 秋田県においては透析を腎臓内科ではなく泌尿器科が診ている  
(19の基本領域が異なるもの)

B) 特定の地域住民に対する医療が、当該都道府県の医師ではなく、隣県が行なっていることが明らかであり、両県が同意している地域（市町村単位）

上記については、改めて意見を伺う予定としておりますが、11月から12月までの年内をメドに伺う可能性がありますため、極力早めにご議論頂きますようお願いいたします。